**慶弔見舞金規程**

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、就業規則第○条に基づき、社員の慶弔金ならびに見舞金の支給に関する事項について定める。

（適用範囲）

第２条　この規程は、規則第○条に定める社員に適用する。

２．契約社員、パートタイマーその他臨時に雇用する者については、本規程に準じてその都度決定する。

（勤続年数の計算）

第３条　この規程で定める勤続年数は入社日より計算し、１年未満の端数は切り捨てるものとする。

（種類）

第４条　慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

（１）結婚祝金

（２）出産祝金

（３）弔慰金（業務上・業務外）

（４）傷病見舞金（業務上・業務外）

（５）災害見舞金

 （届出）

第５条　社員またはその家族が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を提示し、その都度会社に届け出なければならない。

（重複不支給）

第６条　本規程による慶弔見舞金は、１家族２名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合、原則として重複して支給することはない。

（給付金の返還）

第７条　社員が虚偽の届出により本規程に定める給付金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

（各種社会保険法との関係）

第８条　本規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金にかかわりなく支給する。

（特例の扱い）

第９条　慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

第２章　祝　　金

（結婚祝金）

第１０条　社員が在職中に結婚した場合、本人に対して、次により祝金を支給する。

３０,０００円

２．結婚の当事者双方が社員であるときは、第６条の定めにかかわらず、その各々に祝金を支給する。

（出産祝金）

第１１条　社員またはその配偶者が子を出産したときは、次により祝金を支給する。

１０,０００円

２．前項にかかわらず、死産および出産後１週間以内の死亡には支給しない。

第３章　弔　慰　金

 （弔慰金）

第１２条　社員またはその家族が死亡した場合は、遺族または社員に対して次により弔慰金を支給する。

（１）業務上死亡

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数１年未満 | １００，０００円 |
| 勤続年数１年以上 | １５０，０００円 |
| 勤続年数５年以上 | ３００，０００円 |
| 勤続年数１０年以上 | ５００，０００円 |

（２）業務外死亡

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数１年未満 | 　５０，０００円 |
| 勤続年数１年以上 | １００，０００円 |
| 勤続年数５年以上 | ２００，０００円 |
| 勤続年数１０年以上 | ３００，０００円 |

（３）家族死亡

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者 | 　５０，０００円 |
| 父母（同居の配偶者の父母を含む）・子 | 　４０，０００円 |
| 別居の配偶者の父母・同居の祖父母・同居の兄弟姉妹 | 　２０，０００円 |

（供花等の扱い）

第１３条　社員またはその家族が死亡した場合における社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決定する

第４章 見舞金

 （業務上傷病見舞金）

第１４条　社員が業務上の事由に基づく傷病により、休業が連続して１ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。

３０,０００円

（業務外傷病見舞金）

第１５条　社員が業務に直接起因しない傷病により、休業が連続して１ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。

１０,０００円

（災害見舞金）

第１６条　天変地異その他避けえざる事故において災害が生じた場合はその状況に応じて見舞金を支給する。

（供花などの扱い）

第１７条　社員およびその家族が死亡した場合は社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決める。

（特例の扱い）

第１８条　前各条の慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

附　　則

（実施日）

本規程は、○○○○年○○月○○日より実施する。